

# 深川市農業委員会総会議事録

## ( 第 3 回 )

令和5年6月28日

開 会 1 6 時 3 0 分

閉 会 1 7 時 0 2 分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議席	氏名	出席委員	欠席委員
1	栗野良寛	○	
2	高橋淳一	○	
3	五十嵐剛	○	
4	爲井新市	○	
5	鈴木陽志	○	
6	金谷道宏	○	
7	宮武努	○	
8	荒井優	○	
9	安居博知		○
10	松浦明美	○	
11	山川功	○	
12	清水義博	○	
13	菊入等	○	
14	中川幸生	○	
15	大川広志	○	
16	山田正信	○	
17	板垣昭仁		○
18	山崎和徹	○	
19	安村一稔	○	
20	大森毅英	○	
21	伊藤裕美	○	
22	青木実	○	
23	荒井政明	○	
24	廣田和也	○	
25	馬木逸男	○	
26	塩尻総徳	○	
27	清水正勝	○	

### 第3回深川市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年6月28日（水）16時30分
- 2 開催場所 市役所大会議室
- 3 出席委員 栗野 良寛委員 外24名
- 4 説明員 宮谷局長・後藤次長・藤野係長・佐藤主任・成田主事補
- 5 書記 佐藤主任

宮谷局長

開会宣言（16時30分）

只今から、令和5年度 第3回深川市農業委員会総会を開催いたします。本日の総会におきまして、安居委員、板垣委員より欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。それでは、会長よりご挨拶をいただきまして総会を始めさせていただきます。

菊入会長

おはようございます。お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。夏至も過ぎまして、これから秋の収穫作業に向かって、準備を進めているところかと思えます。皆さんは新聞報道等でご承知かと思いますが、今年春の叙勲で北海道農業会議前会長であり、月形町農業委員会の前会長でもありました多田正光さんが叙勲されたということで、6月14日に空知総合振興局で伝達式があり、振興局長から多田さんに勲章が伝達されております。北海道農業会議からも、乾専務と私が出席しております。月形町農業委員となって32年間農地行政に携わったということで、報告をいたします。それから、6月21日に北海道農業会議の総会がありまして、私は昨年の6月から副会長をしており、会長に帯広市の中谷さん、副会長に壮瞥町の南さんと三人体制でやってきましたが、4月30日に中谷会長が自宅の転落事故で負傷しまして、怪我が回復してもこれまでの様に会長としての職責を果たせない為、辞職したいとの申し出があり承認されております。また、南会長も壮瞥町の農業委員にならないということで、2人の欠員となるということで、新しい三役を選出する必要がありました。総会後の理事会の中で、私が農業会議の会長を、副会長には函館市農業委員会の大槻寅雄会長、帯広市農業委員会の吉田利彦会長が選出されておりますので、この三人で残任期間の一年間やっていきたいと思っておりますので宜しくお願いします。北海道農業会議の会長ということで、地元もそうですが皆さんに対しても居ないことが多くなり迷惑をかけると思えますし、事務局にも負担をかけるかと思えますが、ひとつ宜しくお願いします。

それでは、本日我々の任期3年間の最後の総会となりますので、審議のほど宜しくお願いいたします。

菊入会長

日程第1、議事録署名委員を指名します。  
21番伊藤委員、22番青木委員を指名します。

菊入会長

次に、日程第2、諸般報告、(1) 農業行政報告に入ります。

菊入会長

空知農業改良普及センター北空知支所、田川 洋一支所長 様より報告願います。よろしく願いいたします。

田川支所長

(資料に基づき説明)

菊入会長	ありがとうございました。なお、田川支所長 様におかれましては、次の公務が控えておりますので、退席されます。
菊入会長	(2) 農業委員会業務報告を局長より報告願います。
宮谷局長	5月31日の総会以降、本日の総会前までの主な業務につきましては、お手元に配付のとおりであります。以上で農業委員会業務報告を終わります。
菊入会長	次に、日程第3、委員会報告に入ります。 (1) 農地特別委員会開催結果報告を大川委員長より報告願います。
大川委員長	(資料に基づき説明)
菊入会長	報告が終わりましたが、ここで総会を暫時休憩します。 深川市農業委員協議会に入ります。 (協議会16:48から16:53)
菊入会長	深川市農業委員協議会を終了し、総会を再開します。
菊入会長	農地特別委員会開催結果報告について説明がありましたが、質疑はありませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑なしということで報告のとおり承認いたします。
菊入会長	次に、日程第4、報告に入ります。 報告第1号 調整委員の指名について、事務局より説明願います。
成田主事補	農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により、記載のとおり調整委員を指名しましたので、ご報告いたします。今月は4件で、すべて、売買に係るあっせん申し出です。4件すべて、申出年月日と指名年月日は、令和5年6月1日です。あっせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑はございませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑等なし、ということで報告第1号を報告どおり承認します。
菊入会長	次に、報告第2号 農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局より説明願います。
佐藤主任	平成13年改正農業者年金基金法附則第8条第1項の規定により、読み替えられてなおその効力を有するものとされた、旧法施行規則第26条の規定及び、農業者年金基金法施行規則第14条の規定に基づき、記載の方から農業者老齢年金裁定請求書を受理し、農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いたします。今月は2件で、1番が旧法分、2番が新法分です。受給権者の氏名、生年月日、農業者年金基金への提出年月日、支給開始年月、年金の加入期間等については記載のとおりです。 説明は以上です。

菊入会長	説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑等なし、ということで報告第2号を承認します。 次に、報告第3号 現況証明書の交付について、事務局より説明願います。
後藤次長	記載の方より現況証明書の交付願いがあり、確認のうえ、会長専決により交付をいたしましたのでご報告いたします。今月は3件で、土地の所在・申請者等は記載のとおりです。証明を必要とする理由は地目変更のためです。番号1番は、農業委員会内規2—(1)—アの「法4条・法5条・法73条の許可があり、転用目的等が完了している場合。」に基づき、会長専決により「宅地」として交付しております。番号2番、3番は、ともに、農業委員会内規2—(1)—カの「農地利用状況調査結果に基づく願書の提出があった場合」により、番号2番は、「原野」、番号3番は、「雑種地」として交付しております。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑等なし、ということで報告第3号を承認します。
菊入会長	続きまして、日程第5、議案に入ります。
菊入会長	議案第1号 農用地利用集積計画作成の要請について、を議題とします。事務局から説明願います。
成田主事補	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるとされた改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第15条第4項の規定に基づき、下記に係る農用地利用集積計画作成を深川市に要請するため、審議をお願いいたします。今月は38件で、すべて、売買の案件です。番号1番は、期間満了により返還された農地および残地を、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応はJA資金です。番号2番、3番は、貸付地及び出し手の残地を、借主に処分するもので、資金対応は自己資金です。番号4番は、出し手の残地を、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は、自己資金です。番号5番から38番は、北海道農業公社の農地売買等事業の通常の売渡です。受け手は借入地取得により経営安定を図るもので、資金対応は、番号22番と32番が自己資金、その他は全てL資金です。以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなっております、これらの内容はすべて、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。 説明は以上です。
菊入会長	議案第1号について、説明がありましたが、ここで本議案中の番号18番で五十嵐委員、27番で荒井政明委員、34番で安居委員の議事参与を制限します。それでは、質疑を受けます。 (「なし」という声あり)
菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

菊入会長	<p>(「異議なし」という声あり)</p> <p>それでは異議なしということで、議案第1号は原案のとおり決定します。</p> <p>次に、議案第2号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
佐藤主任	<p>記載の法人より、農地所有適格法人定期報告書の提出がありましたのでご審議をお願いします。農地所有適格法人の報告につきましては、農地法第6条第1項において、農地所有適格法人は農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならないこととされており、さらに農地法施行規則第58条第1項では、毎年事業年度の終了3ヵ月以内に農地又は採草放牧地の所在地を所管する農業委員会に提出しなければならないとし、農地法施行規則第58条第2項では、提出添付書類が定められております。また、農地所有適格法人の確認すべき要件として、「形態要件」、「事業要件」、「構成員要件」、「業務執行役員要件」、「農作業従事要件」の5つの要件があり、農地法により定められた要件を満たすことが農地所有適格法人の絶対条件とされています。農業委員会では提出された報告書と添付書類により、要件を満たしているか把握し、要件が満たされていない法人に対しては、指導を行うことと定められております。報告のありました法人数は32件で、法人名、所在地は記載のとおりです。これら32法人については、いずれも要件の全てを満たすと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>議案第2号について、説明がありましたが、ここで本議案中の番号30番で高橋委員の議事参与を制限します。それでは、質疑を受けます。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「異議なし」という声あり)</p> <p>それでは異議なしということで、議案第2号は原案のとおり決定します。</p> <p>以上で、議事はすべて終わりましたので、農業委員会総会を終了します。</p> <p>(総会終了 17時02分)</p>